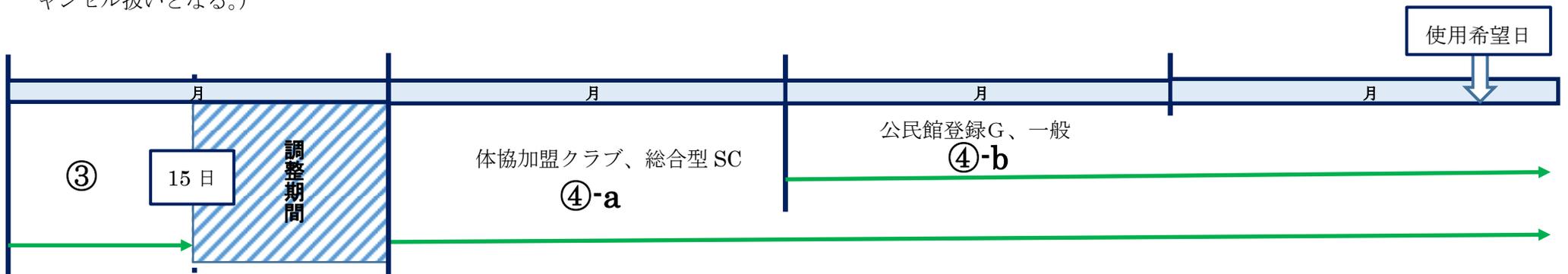


《社会体育施設の予約フロー》

- ① 前年度 12～1 月に、「利用希望調査票」により翌年度の申込を受け付ける。(例：中体連等、年間計画であらかじめ決まっている大会、行事等。) 団体のみ予約可。
→1 月末に大会調整会議として話し合う場を設ける。予約が重複した者を呼び、互いに話し合っ決めてもらう。 →本予約
- ② 無料団体については、予約期間の制限は無く、申込みのあった際に事務局扱いで予約を受け付ける。(本予約)
無料団体：村、消防（分団）の訓練、日赤奉仕団の活動、区、自治会、公民館（本館、分館）、村内小中学校（クラス、保護者会、PTA、部活動）、村内保育園
- ③ 使用希望日の属する月の 3ヶ月前の 1日～15日に、大会や合宿、あらかじめ決まっている練習等について「使用申込書」を記入の上、提出してもらい、一時預かりとする。団体のみ可。予約可能な枠数については、体協加盟クラブ・総合型 SC は 1施設 10 枠/月、それ以外の団体は 1施設 3 枠/月とする。
※枠＝「午前」「午後」・2 時間等、連続した 1つの貸し出し時間帯
→申込みが重複している場合は、おおむね 20 日頃に対象者を呼び、互いに話し合っ決めてもらうよう会議の場を設ける。
→重複していない枠や話し合いが完了した枠は、使用希望日の属する月の 2ヶ月前の 1日をもって、仮予約が完了したものとみなす。
→仮予約完了日（使用希望日の属する月の 2ヶ月前の 1日）から 7 日間以内に窓口で許可証を受け取り、本予約完了。(受け取らない場合、自動キャンセル)
- ④-a 予約開始（体協加盟クラブ、総合型 SC）：使用希望日の属する月の 2ヶ月前の 1日から予約申し込みを受け付ける。
- ④-b 予約開始（公民館登録 G、一般）：使用希望日の属する月の 1ヶ月前の 1日から予約申し込みを受け付ける。

※④-a、b の予約受付開始時間は、予約システムによる仮予約の受付が予約開始日の 0：00 から、窓口での書類による予約申込みの受付が予約開始日の 8：30 からとし、予約枠数の制限は無し。(予約システムでは仮予約しかできないため、仮予約後 7 日間以内に窓口で書類による予約申込みが必要。しない場合は自動キャンセル扱いとなる。)



※予約システムの利用登録は、団体・個人ともに可能とする。